

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 8年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	左京区・東山区(五条通以北)		
路線名又は河川名等			
委託業務名	(単価契約) 京都市道路区域明示測量等業務委託 その1		
履行期間	令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで		
事業課(所)名	道路明示課	単 価 使 用 年 月	令和 年 月
業務番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月
前払金支出		単 価 地 区	

京都市 建設局

チェック欄	

委 託 概 要

(単価契約) 京都市道路区域明示測量等業務委託 その1				式	1
4級基準点	式	1	平面測量	式	1
任意多角点測量	式	1	復元調査測量	式	1
境界点測量	式	1	プレート境界標埋設他	式	1

委 託 理 由

本委託は、道路区域の明示に必要な測量業務等を行うものである。					
--------------------------------	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覽）

単 価 使 用 年 月	2025年11月
歩 掛 適 用 年 月	2025年11月
基 準 適 用 年 月	2025年11月
単 価 地 区	2601: I 地区

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
基準点測量	4級基準点測量	4級基準点測量	支給品：真鍮鉋		点	19,720	施工費	機械経費、通信運搬費等、材料費、精度管理費含む。（うち直接人件費17,108円）
		任意多角点測量			点	5,618	施工費	機械経費、通信運搬費等、材料費、精度管理費含む。（うち直接人件費4,939円）
境界点測量	境界点測量	境界点測量			点	2,459	施工費	機械経費、材料費、精度管理費含む。（うち直接人件費2,212円）
地形測量	現地測量	平面測量	平地		m	2,076	施工費	機械経費、材料費、精度管理費含む。（うち直接人件費1,894円）
		平面測量	山地		m	2,424	施工費	機械経費、材料費、精度管理費含む。（うち直接人件費2,212円）
		復元調査測量	既明示図面		点	10,600	施工費	機械経費、材料費、精度管理費含む。（うち直接人件費9,920円）
		コンクリート境界標埋設	支給品：コンクリート境界標		本	10,630	施工費	機械経費、通信運搬費等、材料費、精度管理費含む。（うち直接人件費9,198円）
		コンクリート境界標撤去			本	3,806	施工費	機械経費、通信運搬費等、材料費含む。（うち直接人件費3,591円）
		プレート境界標埋設	支給品：金属プレート境界標		枚	4,467	施工費	機械経費、通信管理費等、材料費、精度管理費含む。（うち直接人件費4,002円）
		プレート境界標撤去			枚	1,068	施工費	機械経費、材料費含む。（うち直接人件費954円）
		明示図面修正	支給品：既存電子データ		件	35,820	施工費	機械経費、材料費含む。（うち直接人件費35,120円）

業務委託料内訳書

業務名	(単価契約) 京都市道路区域明示測量等業務委託 その1				業 項	種 目	測量業務 基準点測量
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基準点測量		式	1				
基準点測量		式	1				
4級基準点測量		式	1				
4級基準点測量	支給品：真鍮鋳	点	15				
任意多角点測量		点	90				
境界点測量		式	1				
境界点測量		式	1				
境界点測量		点	1,350				
地形測量		式	1				
現地測量		式	1				
現地測量		式	1				
平面測量	平地	m	3,870				
平面測量	山地	m	80				

業務委託料内訳書

業務名	(単価契約) 京都市道路区域明示測量等業務委託 その1				業 項	種 目	測量業務 地形測量
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
復元調査測量	既明示図	点	20				
コンクリート境界標埋設	支給品：コンクリート境界標	本	10				
コンクリート境界標撤去		本	10				
プレート境界標埋設	支給品：金属プレート境界標	枚	60				
プレート境界標撤去		枚	10				
明示図面修正	支給品：既存電子データ	件	10				
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
安全費		式	1				
安全費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(測量)		式	1				
直接測量費		式	1				

業務委託料内訳書

業務名	(単価契約) 京都市道路区域明示測量等業務委託 その1				業 項 種 目	測量業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
間接測量費		式	1				
諸経費		式	1				内 1号
測量業務価格		式	1				
消費税相当額		式	1				
測量業務費		式	1				

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	諸経費						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	直接測量費		式	1			
	諸経费率		%				
	諸経費		式	1			
	調整額						
	合計						

委託予定数量総括表

(単価契約)京都市道路区域明示測量等業務委託 その1

左京区・東山区(五条通以北)

種別	単位	予定数量	予定単価(円) (税抜)		予定価格(円) (税抜)
4級基準点測量 (真鍮鋳支給品)	点	15		円/点	
任意多角点測量	点	90		円/点	
境界点測量	点	1,350		円/点	
平面測量(平地)	m	3,870		円/m	
平面測量(山地)	m	80		円/m	
復元調査測量(既明示図)	点	20		円/点	
コンクリート境界標埋設 (コンクリート境界標支給品)	本	10		円/本	
コンクリート境界標撤去	本	10		円/本	
プレート境界標埋設 (金属プレート境界標支給品)	枚	60		円/枚	
プレート境界標撤去	枚	10		円/枚	
明示図面修正 (既存電子データ支給)	件	10		円/件	
合計					
				消費税	
				総額	

特 記 仕 様 書

委託業務名 (単価契約) 京都市道路区域明示測量等業務委託 その1

履 行 場 所 左京区・東山区(五条通以北)

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、京都市建設局が単価契約を締結して行う道路区域の明示及び里道・水路等の土地境界明示に必要な測量業務等(以下「明示測量」という。)の委託について適用する。

(明示測量の実施)

第2条 明示測量は、業務委託契約書、本特記仕様書のほか土木設計業務等委託必携(令和7年2月 京都市)及び京都市公共測量作業規程に基づき実施しなければならない。

なお、明示測量の実施内容については、単価契約測量指示書(第1号様式の1)及び単価契約復元調査測量指示書(第3号様式の1)(以下「指示書」という。)により、担当監督員から指示するものとする。また、本市の立会協議については、必要に応じて同行するものとする。

(契約単価)

第3条 契約単価は、明示測量に必要な一切の経費(安全費、電子成果品作成費を含む)に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(明示測量の種別)

第4条 明示測量の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

4級基準点真鍮鋲、コンクリート境界標及びプレート境界標(別紙1)は、本市支給品とする。

- (1) 4級基準点測量(4級基準点真鍮鋲の埋設を含む。)
- (2) 任意多角点測量
- (3) 境界点測量(境界測量及び境界点間測量を含む。)
- (4) 平面測量(現地測量及び横断測量を含む。)
- (5) 復元調査測量
- (6) C種:コンクリート境界標の埋設及び撤去
- (7) P種:プレート境界標(モルタル埋め込み式)の埋設及び撤去
- (8) 図面修正

(成果品提出期日)

第5条 指示書による履行期間は、次の日数を標準とする。

ただし、特別の事情により担当監督員の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

- ・成果品提出期日 指示日の翌日から閉庁日を除く8日以内

(明示測量の方法)

第6条 明示測量は、原則として次のとおり実施するものとする。

ただし、担当監督員の指示による場合は、この限りではない。

- (1) 道路幅員の変化点、道路の折れ点及び道路区域明示線の両端を必ず測量すること。
なお、道路を構成する市有地等の底地の変化点も必ず測量すること。
- (2) 測量延長は、指示区域両端から10mを範囲とすること。
- (3) 測量幅は、平面図にあっては道路構造物から外5m程度とし、横断面図面にあっては道路構造物から外2m程度を記載すること。
- (4) 境界点等は公共基準点及び京都市4級基準点を使用して世界測地系の座標で表示すること。これによりがたい場合は、担当監督員と協議し、その指示によるものとする。
- (5) コンクリート境界標を通行の用に供している道路に埋設する場合は、路面と同一の高さとする。
- (6) コンクリート境界標を通行の用に供していない箇所に埋設する場合は、境界標側面の「京都市」の字体が明確に見える高さとし、当該境界標の頭部に油性の赤ペンキを塗布すること。
- (7) プレート境界標をコンクリート構造物等に埋設する場合は、その構造物と同一の高さとする。
- (8) 担当監督員が指示する点を境界点として測量すること。ただし、指示と現況が異なる等の状況があった場合は、担当監督員と協議し、その指示を受けるものとする。
- (9) コンクリート境界標及びプレート境界標の埋設撤去の完了を後日確認できるように、作業の着手前、施工中及び完了後の写真を撮影し、担当監督員へ提出すること。
- (10) コンクリート境界標及びプレート境界標撤去に境界標の処分費は含まれない。処分方法は、担当監督員の指示を受けること。

(4級基準点測量等)

第7条 4級基準点測量、任意多角点測量、境界点測量については、別紙2に基づき実施するものとする。また、測量の結果、許容値超過等の問題がある場合は速やかに担当監督員に報告すること。

(復元調査測量)

第8条 復元調査測量は別紙3に基づき実施するものとする。

(図面修正)

第9条 図面修正は既に完了済みである箇所の道路区域明示図及び土地境界明示図の修正を行うものである。図面修正の対象となる成果品(電子データ等)は本市より提供する。また、担当監督員の指示により現場での測量作業が必要となった場合には、別途、その工種(境界点測量、平面測量、コンクリート境界標の埋設及び撤去、プレート境界標の埋設及び撤去等)を計上する。

(完了報告)

第10条 指示書に基づく明示測量の完了後、速やかに貸与資料を返却し、次の書類を担当監督員に提出すること。(別紙4)

(1) 単価契約測量完了報告書	(第2号様式の1)	1部
(2) 単価契約復元調査測量完了報告書	(第4号様式の1)	1部
(3) 引渡書	(第5号様式)	1部
(4) 委託測量明細書	(第6号様式)	3部
(5) 工事写真帳		
(ア) 鏡		
(イ) 箇所図		
(ウ) 作成図面(写真の撮影方向を記載したもの)		
(エ) 写真(現況写真及び境界標の埋設または撤去の着手前、施工中及び完了後の写真)		1部
(6) 京都市4級基準点異常報告書	(第4号様式の2)	1部
(7) 京都市公共基準点使用結果報告書	(第4号様式の3)	1部
(8) 京都市公共基準点現況調査票	(第4号様式の4)	1部
(9) 4級基準点成果表		1部
(10) 成果品	第11条、第12条参照	1部
(11) その他担当監督員が指示した書類		1部

※ 復元調査測量を行った場合には(1)に代えて(2)を提出し、別紙3に記載の書類も併せて提出すること。

※※ (6)、(7)及び(8)は異常が見られた場合に提出すること。

※※※ (9)は4級基準点を設置した場合に提出すること。

(電子納品)

第11条 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領(業務編)(令和6年3月)」(以下「要領」という。)に基づき作成された電子データをいう。(別紙5)

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、担当監督員と協議のうえ作成するものとする。

(成果品)

第12条 成果品は次のとおりとする。

ただし、担当監督員の指示がある場合は、その指示に従うものとする。

- | | |
|---|------|
| (1) 図面(紙媒体) | 必要部数 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・境界点、線及び数値等を朱色にしたもの。 ・朱色箇所は、担当監督員の指示による。 | |
| (2) 電子媒体(CD-R等で提出) | 1部 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・要領に基づいて作成し提出すること。 | |

(図面作成上の留意事項)

第13条 図面を作成するときは、次のとおり実施しなければならない。詳細な作成方法は、京都市建設局道路明示課ホームページ掲載の「図面作成要領(令和5年4月1日)」及び別紙6を参照すること。

ただし、これにより難しい場合は、担当監督員の指示によるものとする。

(1) 平面図

- ア 原則として北が図面の上方になるようにすること。
- イ 図面の大きさが規格（A2版）を超えることとなる場合は、複数枚の図面を作成することとし、別の図面に接続する箇所について、その接続線に鎖線を施し、前後20mを重複させること。
- ウ 縮尺は、原則として1/250とすること。
- エ 寸法表示は小数点以下4桁目切捨て、3桁目四捨五入とする。
- オ かずら石等の構造物を基準とする場合は、基準とした構造物を表示すること。

(2) 横断面図

- ア 原則として道路の南から北又は西から東を視準した形で作成すること。
- イ 縮尺は原則として1/100とすること。
- ウ 直線であっても20m程度に1箇所中間点をとること。
- エ かずら石等の構造物を基準とする場合は、基準とした構造物を表示すること。
- オ 寸法表示は原則、小数点以下4桁目切捨て、3桁目四捨五入とする。

(3) その他

- ア 野取原図検査後の成果品は、次の内容により記載すること。
 - (i) 道路区域及び土地境界は、朱線とすること。
 - (ii) 明示範囲にかかる幅員、延長等の数値の記載は朱色とすること。
 - (iii) 町名、地番、路線名等の記載は黒色とすること。
 - (iv) 主要引照点から境界点までの実測距離及び線の記載は、黒色とすること。
- イ 現地の道路形態が工事等によって変化しても、後日復元することが可能な引照点（鉈、マンホール、家屋角等）を用いて、詳細図を作成すること。
- ウ 引照点は、辺長を黒色で記載すること。なお、引照点には、座標値をもたせること。
- エ 平面図上に表し難い場合は、詳細図（縮尺表記無し）を付け加えて記載すること。
- オ 明示図が2枚以上にわたるときは、各図面の決定番号欄の右隅に、総数がわかるように記載すること。例…1/n
- カ 4級基準点網図又は多角点網図を記載すること。
- キ 基準点網は、原則として厳密網で行うこと。
- ク 座標値は、原則として小数点以下5桁目切捨て、4桁目四捨五入とする。

(野取図面)

第14条 野取図面は社内検査（ダブルチェック等）を行い、提出すること。野取図面を提出するときは、本市が貸与した参考資料を返却するとともに、辺長及び幅員計算書等、野取図面作成時に使用した書類を提出すること。

(委託料の支払)

第15条 委託料の支払いは、前月の完了報告書受領後、請求を受けたものについて月ごとに支払うものとする。

(委託予定数量)

第16条 予定数量は、過去の実績から予測したものであり、実績数量は増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(業務体制)

第 17 条 本業務は小規模な指示が多く、年間を通して断続的に実施していくため、常時即時に対応できる体制を整えておくこと。

(測量士の配置)

第 18 条 従事する測量班を 3 班（1 班当たり測量士 2 名、うち 1 名は測量士補でも可）確保すること。

(文書による変更手続き)

第 19 条 業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実にを行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、書面がないものについては、設計変更の対象としない。

(その他)

第 20 条 本特記仕様書に記載のない事項については、別途協議するものとする。

課 用（第1号様式の1）

課 長	係 長	主 任	監 督 員	指 示 番 号		令 和 年 月 日
				成 果 品 提 出 期 日		令 和 年 月 日

単 価 契 約 測 量 指 示 書

様

京 都 市 長

下記のとおり指示する。

測 量 箇 所	地域 区分	4級基準点 (点)	境界点 予定点数 (点)	平面予定 延長 (m)	P種 (枚)	C種 (本)	P種 撤去 (枚)	C種 撤去 (本)	図面 修正 (件)
		任意多角点 (点)							
		任 意 多 角 点 既設4級点検(点)							

基準点番号	
-------	--

特記事項

路線名

立会日時

- 1.成果品納品時に「京都市公共基準点使用結果報告書」及び「基準点現況調査票」を提出すること。
- 2.公共基準点の使用条件を厳守すること。
- 3.指示番号は年度-区-番号-記号とする。
- 既に指示の完了している箇所において、追加の指示をする場合は最後に記号を付す。
- 例 前回平面測量で「04-西-99」の指示があった場所において、植杭・多角測量等を追加する場合の指示番号は「04-西-99A」とする。

課 用（第3号様式の1）

課 長	係 長	主 任	監督員	指 示 番 号		令和 年 月 日
				成果品提出期日	令和 年 月 日	

単 価 契 約 復 元 調 査 測 量 指 示 書

様

京 都 市 長

下記のとおり指示する。

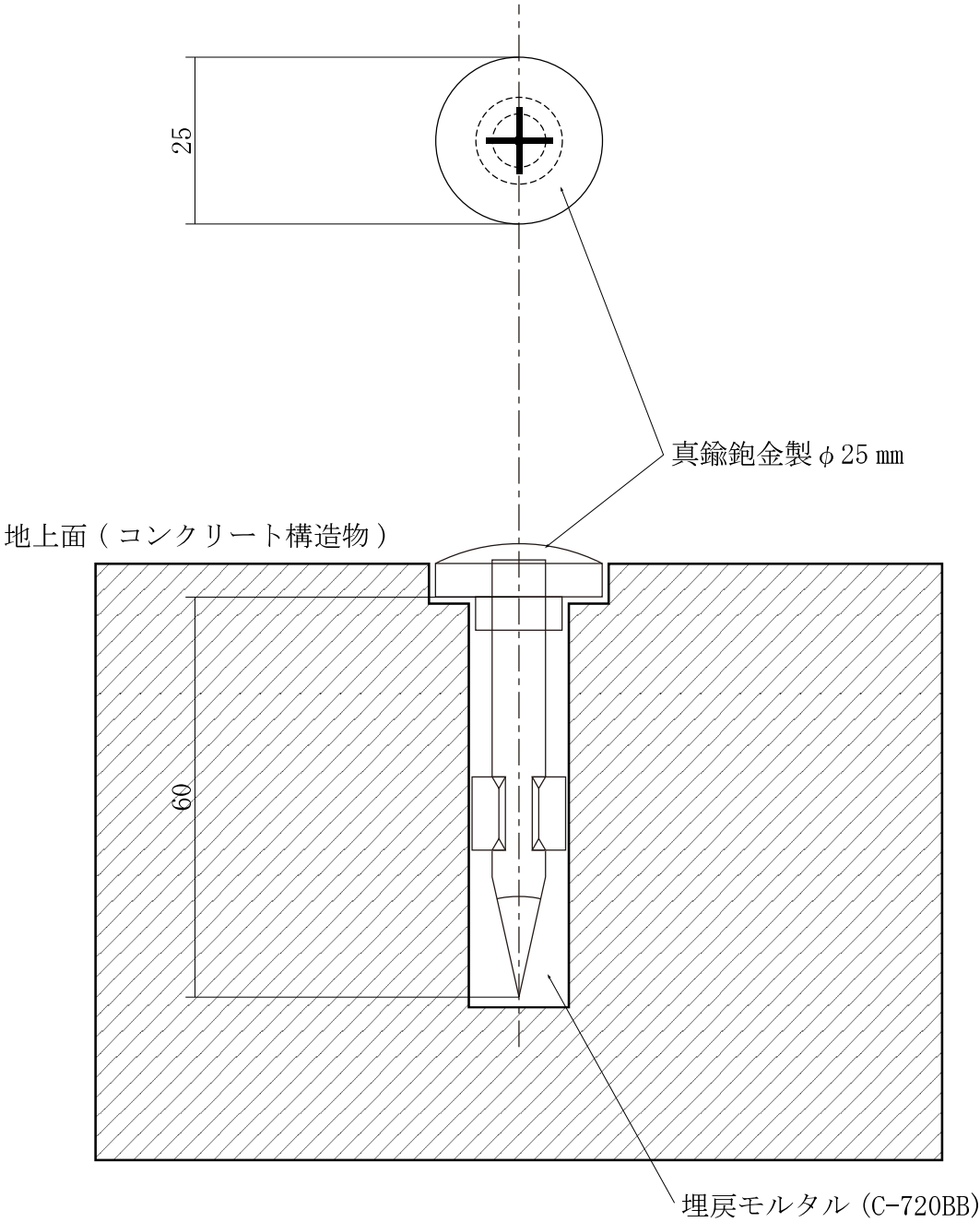
調 査 箇 所	基礎となる既存明示図の図面番号

特記事項

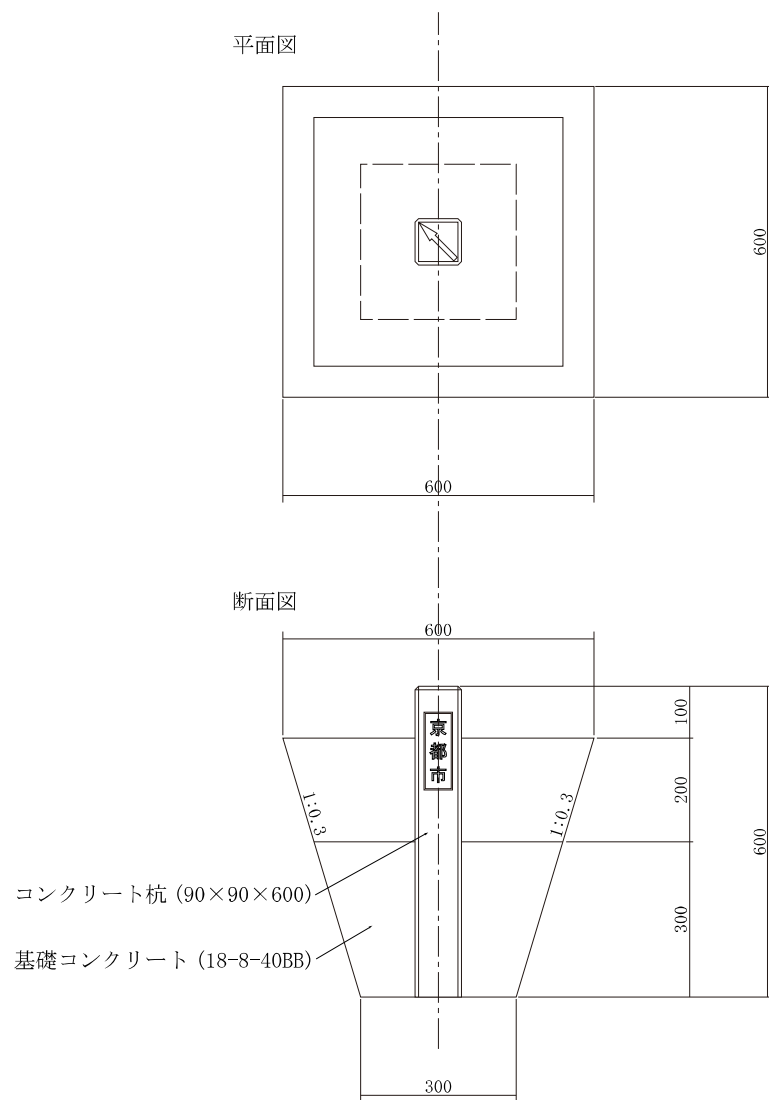
注 1. 指示番号は年度-復区-番号とする

4 級基準点埋設図

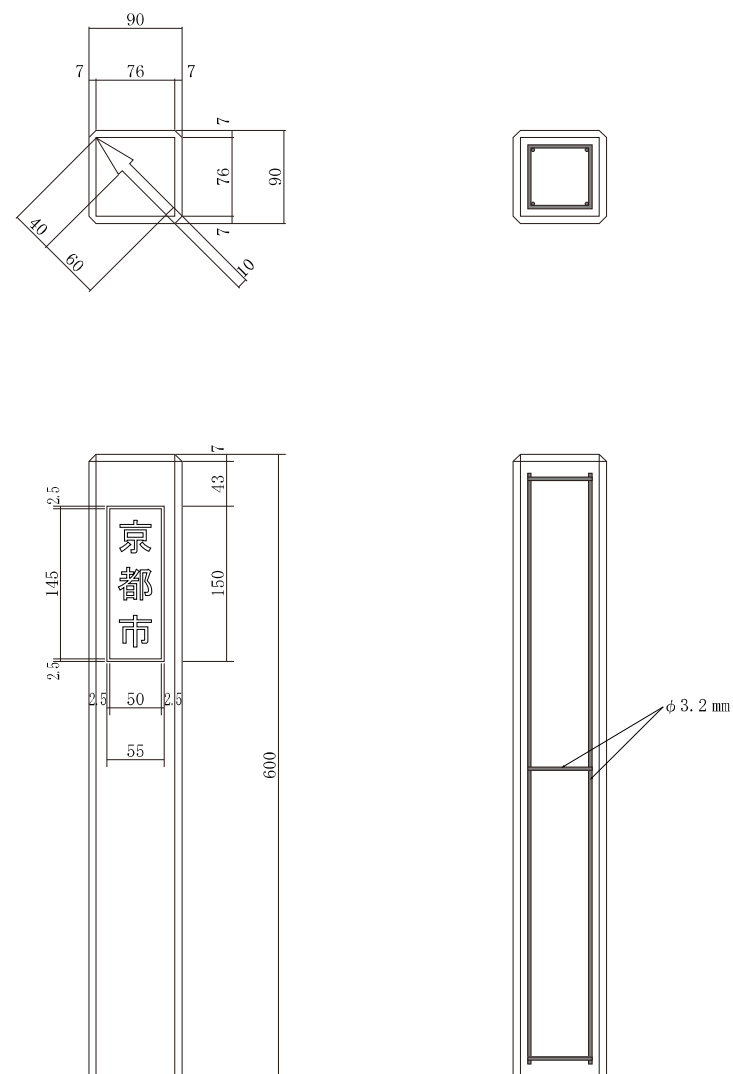
縮尺 1 / 1



縮尺：1/10

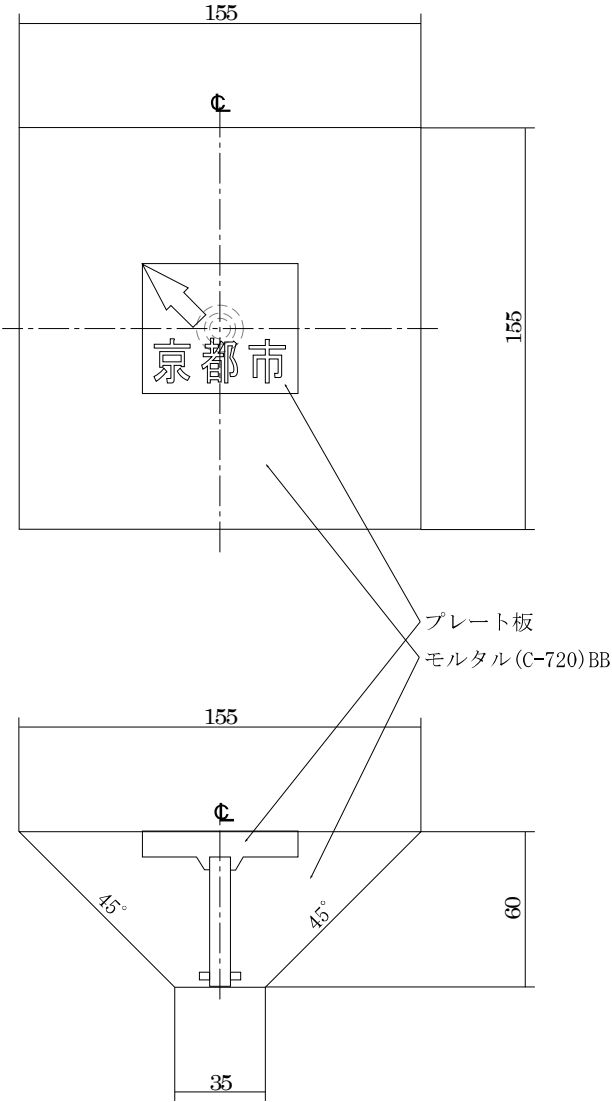


縮尺：1/5



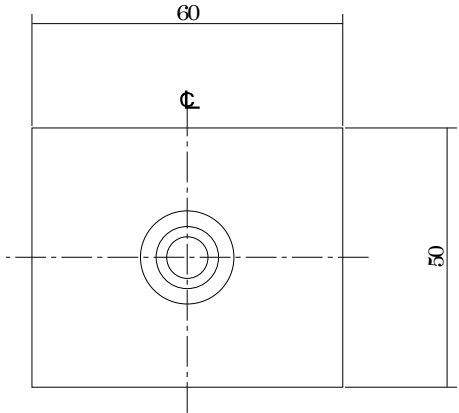
境界明示板据付工事標準図

構造図 縮尺1/2

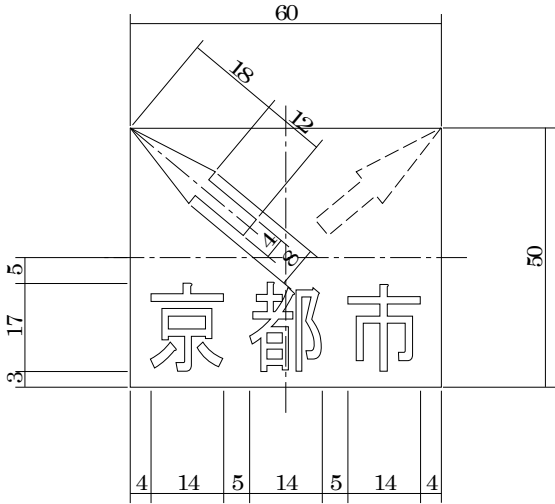


プレート境界標詳細図 縮尺1/1

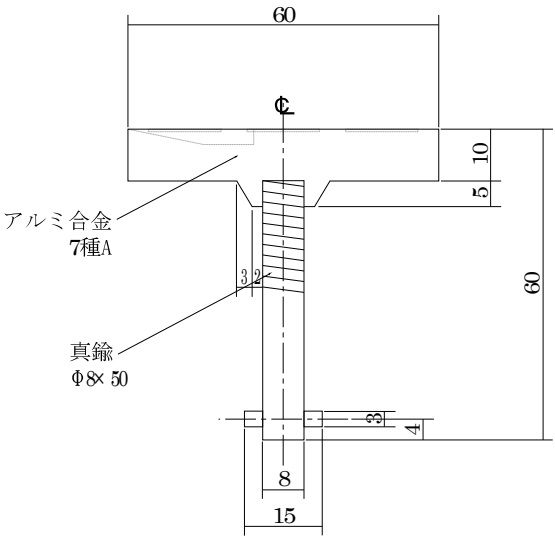
裏面



表面



断面



矢印 (道路法による道路…黒色
里道…茶色
水路等…水色
文字(京都市)…黒色)

既知点の現況調査（４級基準点測量、任意多角点測量、境界点測量）

既知点の現況調査については、本特記仕様書、担当監督員の指示、作業規程の準則に基づいて行う。

成果表等に基づき隣接する既知点の点間距離、内角等を観測して成果値との較差を、別表１「放射法による既知点の点検簿」を作成して、野取図面提出時に報告する。

既知点の点検測量観測手簿、放射法による既知点の点検簿は、電子納品の対象とする。

較差の許容範囲

距 離		内 角（ α ）	高低差
50m 未満	0.010m	$0.010/S \times 206265$	0.015m
50m 以上	$S/5000$	$0.015/S \times 206265$	

S は既知点間の距離(m単位)：(α)は内角の較差(秒単位)

較差が許容範囲を超える場合は、担当監督員に報告協議し、担当監督員の指示により基準点復旧測量等を行い、業務の精度を確保する。

本業務に使用する与点について、現況調査で異常があった場合は、速やかに担当監督員に報告すること。

４級基準点測量

４級基準点測量は、担当監督員が指示する測量箇所において、本特記仕様書及び作業規程の準則に基づいて行うものとする。新点には真鍮鉋（担当監督員の承諾を得て他の標識に変えることができる）を設置する。

既知点の配点、現地の状況によって実施が不可能な箇所については、担当監督員に適宜、報告協議する。また、４級基準点の新設設置については、作業前に担当監督員に計画図を提出し、承認を得ること。

平成２７年度以前に設置された４級基準点の標高値は、担当監督員の指示する計算方法に基づき、別表２「標高改定に伴う４級基準点標高改算計算書」を作成して標高改算を行い、「平成２６年４月１日付け標高改定」に対応した値を既知点標高とし、野取図面提出時に担当監督員に報告する。その際、異常が見られた場合は、速やかに担当監督員に報告すること。（計算方法については、別途、担当監督員からデータを提供する。）

４級基準点測量を実施しない場合も標高改算を行う。道路区域明示図等に記載する標高は、すべて標高改定に対応した値とし、基準点座標一覧表の左下に「平成２６年４月１日付 標高改定対応済」を付記する。

使用する測量機器は、第三者機関による検定を受けた機器を使用するものとする。

計算に使用するプログラムは、第三者機関による検定を受けるか、計算例等により計算結果が、正しいと証明されたものを使用する。

T S等による点検計算の許容範囲は次表によるものとする。

単 路 線	結合多角 ・	水平位置の 閉合差	$15\text{mm} + 50\text{mm}\sqrt{N\Sigma S}$
		標高の 閉合差	$20\text{mm} + 200\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$
単 位 多 角 形		水平位置の 閉合差	$40\text{mm}\sqrt{N\Sigma S}$
		標高の 閉合差	$30\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$
標高差の正反較差			15mm
備 考			Nは辺数、 ΣS は路線長(km 単位)とする。

任意多角点測量

任意多角点測量は、本特記仕様書、担当監督員の指示、作業規程の準則に基づいて行い、金属鈎及び木杭等を設置して、原則として結合多角方式または単路線方式により、任意多角点を設置する。

観測及び計算は、4級基準点測量に準じて行うものとする。

ただし、既知点の配点状況等により、担当監督員の承諾を得て、作業規程の準則第694条第3項及び以下の条件で、任意多角点（補助基準点）を設置することができる。

- 1 与点とする器械点（既知点）と新点間の距離は、器械点と後視点の点間距離を超えないこと。
- 2 隣接する既知点が複数ある場合は、現況調査の結果、異常がないと確認された既知点のうち、点間距離の最大の点を後視点として使用すること。

境界点測量

境界点測量は、本特記仕様書、担当監督員の指示、作業規程の準則に基づいて行う。

- 1 境界点は、担当監督員が図面、写真及び現地等で指示する測点を測定または交点計算等で座標値を求める。現地の状況等に疑義がある場合は、担当監督員に報告し、指示を受けること。
- 2 境界標については、担当監督員が指示した点にコンクリート境界標、プレート境界標又は金属鈎を設置する。現地の状況により設置できない境界点については、担当監督員に報告し、指示を受けること。
- 3 境界点の観測は、与点とする器械点（既知点）と境界点の距離は、器械点と後視点の点間距離を超えないこと。
- 4 隣接する既知点が複数ある場合は、現況調査の結果、異常がないと確認された既知点のうち、可能な限り点間距離の最大の点を後視点として使用すること。

5 境界点間の距離を測定し、観測手簿、精度管理表にとりまとめ、野取図面とともに担当監督員に提出すること。

- (1) 隣接する境界点間がポイント等の場合は、測定可能な境界点間を測定する。
- (2) 道路の対側境界点間（幅員）、各境界点たすき掛けのうち、最短距離 1 境界点間等少なくとも 1 境界点間は測定する。また、片側明示の場合は引照点についても測定する。
- (3) 直接測定ができない場合は、T S の対辺測定機能等により測定する。
- (4) 境界点間距離はメートルで表記し、座標計算で求められた値の小数点以下 4 桁目切捨て、3 桁目四捨五入とする。

放射法による既知点の点検簿

指示番号： R04-北-01 観測日： 令和4年4月1日 業者名 北区測量設計株式会社

測点			距離による点検(m)								角度による点検			
			後視点 --- 器械点				器械点 --- 視準点							
後視点	器械点	視準点	観測値	成果値	較差	制限値	観測値	成果値	較差	制限値	観測値	成果値	較差(″)	制限値(″)
HA072 ~ HA083 ~ HA084			62.115	62.117	-0.002	0.012	38.900	38.905	-0.005	0.010	91-28-00	91-28-05	-5	53
			高低差による点検(m)											
			観測値	成果値	較差	制限値	観測値	成果値	較差	制限値				
			0.050	0.055	-0.005	0.015	-0.351	-0.359	+0.008	0.015				
測点			距離による点検(m)								角度による点検			
			後視点 --- 器械点				器械点 --- 視準点							
後視点	器械点	視準点	観測値	成果値	較差	制限値	観測値	成果値	較差	制限値	観測値	成果値	較差(″)	制限値(″)
~ ~														
			高低差による点検(m)											
			観測値	成果値	較差	制限値	観測値	成果値	較差	制限値				
測点			距離による点検(m)								角度による点検			
			後視点 --- 器械点				器械点 --- 視準点							
後視点	器械点	視準点	観測値	成果値	較差	制限値	観測値	成果値	較差	制限値	観測値	成果値	較差(″)	制限値(″)
~ ~														
			高低差による点検(m)											
			観測値	成果値	較差	制限値	観測値	成果値	較差	制限値				
測点			距離による点検(m)								角度による点検			
			後視点 --- 器械点				器械点 --- 視準点							
後視点	器械点	視準点	観測値	成果値	較差	制限値	観測値	成果値	較差	制限値	観測値	成果値	較差(″)	制限値(″)
~ ~														
			高低差による点検(m)											
			観測値	成果値	較差	制限値	観測値	成果値	較差	制限値				

標高改定に伴う 4 級基準点標高改算計算書

令和5年4月1日

()

参照既知点		No. 1110012			備 考
測点名	新旧標高差	測点名	改算前標高	改算後標高	
NO. 1110012	-0.186	45-0122	30.731	30.549	
NO. 1120032	-0.174	45-0123	31.092	30.910	
NO. 1130103	-0.172	25-0296	35.828	35.646	
NO. 1130104	-0.185	25-0297	34.360	34.178	
NO. 1130105	-0.188	25-0298	33.250	33.068	
NO. 1130122	-0.187	25-0299	32.554	32.372	
平均標高差	-0.182				

参照既知点		改算点			備 考
測点名	新旧標高差	測点名	改算前標高	改算後標高	
平均標高差					

参照既知点		改算点			備 考
測点名	新旧標高差	測点名	改算前標高	改算後標高	
平均標高差					

復元調査測量

復元調査測量は、過去に決定した道路区域明示図等（以下「復元図面等」という。）の境界点を現況道路に復元することを目的とする。

復元点については監督員の指示に従って行い、復元に必要な資料（復元図面、付近明示図、基準点成果表等）は京都市より貸与する。

1. 現地の調査測量

復元図面等に記載されている既設境界点等について点間距離を実測し、計算結果に合わせて現況道路と復元図面の位置照合を行う。

復元点は現況道路にマーキング等を行うこととするが、復元点が現況道路構造物より民地側となった場合は、トラブルにならないよう十分に配慮すること。また、マーキング等ができなかった場合は、付近の構造物等からの距離を報告書に記載する等、担当監督員が現場で確認できるようにしておくこと。

2. 測量方法

- (1) 測量は、原則として基準点測量を行い、境界点は公共基準点及び京都市4級基準点を用いて世界測地系の座標で表示すること。ただし、座標化するにあたり既設公共基準点で不足がある場合は、担当監督員と事前協議を行うこと。
- (2) 復元図面等に世界測地系以外の座標が記載されている場合、復元点以外の境界点についても適切な場所に復元できているか確認を行うこと。
- (3) 復元方針において、必要があれば適宜、担当監督員と協議を行うこと。

3. 報告内容

復元調査報告書（第7号様式の2）には復元の可否、指示復元点、考察及び調査結果を記載すること。考察及び調査結果については、現況の変化や境界点の位置検証、復元方法（固定点の設定等）等、必要事項を簡潔に記載すること。

4. 調査報告書の提出

報告書は以下の書類を提出すること。

- (1) 報告書表紙（第7号様式の1）
- (2) 箇所図
- (3) 復元調査報告書（第7号様式の2）（記載例参照）
- (4) 復元図面（作成例参照）
- (5) 現地写真（現地全景、復元点の遠景及び近景、その他必要となる写真）
- (6) 復元図面及び参考図面等の写し
- (7) 座標計算書
- (8) 電子データ（別紙5参照）

5. その他

- (1) 担当監督員の指示により、プレート境界標及びコンクリート境界標を埋設撤去する場合は、その費用を別途計上する。
- (2) 現況平面図が必要となる場合は、平面測量を別途計上する。
- (3) 基準点の設置が必要となる場合は、4級基準点測量及び任意多角点測量を別途計上する。
- (4) 復元後、別途指示により同一箇所のみ明示図面を作成する場合は、(1)、(2)及び(3)で計上した項目と重複しないよう数量を計上する。
- (5) 復元点数は、原則として復元後の道路区域明示図に記載する点で監督員が指示した点数を計上するものとする。復元に必要となる参照点については計上しない。これによりがたい場合は、別途、担当監督員と協議を行うものとする。

復元調査測量業務

報告書

年 度	令和6年度
指示番号	06－復中－〇〇
業務場所	中京区〇〇〇町
復元図面	0800〇〇〇
参考図面	0300〇〇〇

株式会社〇〇〇〇

復 元 調 査 報 告 書

1. 復元の可否 _____

2. 指示復元点 _____

3. 考察及び調査結果

復元調査報告書（記載例）

1. 復元の可否 可

2. 指示復元点 K1（F1）、K2（F2）、N1（F3）

3. 考察及び調査結果

調査を行ったところ、宅地、道路共に現況が変わっており、当時明示の参考とされた葛石はほぼなくなっていた。L型側溝間の幅員も改修時に位置が変わったとみられ総じて8cm程度狭くなっていた。既設境界標もキP1、キP2のみが確認できた。

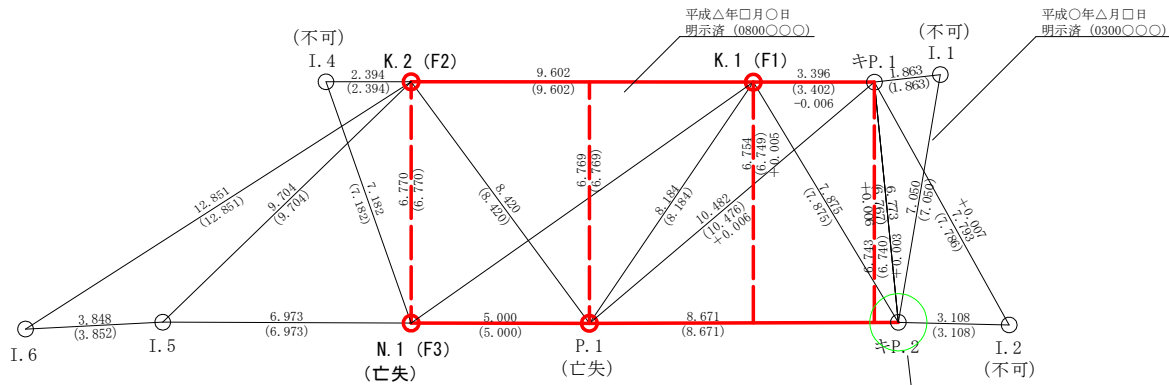
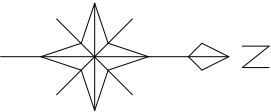
現地で確認できた点I.5、I.6、キP1及びキP2と任意座標による格子を重ね合わせ復元を行った。

P1－キP2－I2図面記載点間距離は8.67m－3.11mであったが、測量を行った結果8.69m－3.09mであった。任意座標の格子の形状やその他の現存点の位置関係からキP2が当時と比較し東に2cmずれていると思われる。

復元の断面においては、K2がL型側溝裏4cm→9cm、N1がL型側溝裏9cm→12cmとなった。

(作成例)

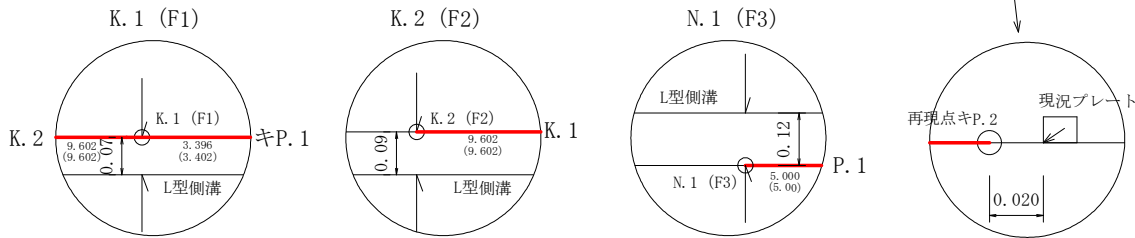
復元調査測量 復元図 (S=1/150)



基準点網図 S=1:2500



復元点 詳細図



凡例

—	境界線
○○.○○○	実測辺長
(○○.○○○)	既明示辺長

世界測地系
(ジオイド2011使用)

点名	X座標	Y座標	標高	ジオイド高	種別
○○-○○○○	-110229.452	-21326.529	39.745	37.300	既設4級基準点
□□-○○○○	-110093.308	-21322.593	40.662	37.299	既設4級基準点
△△-○○○○	-110157.507	-21318.538	40.190	37.299	既設4級基準点

平成26年4月1日付 標高改定対応済み 平均縮尺係数 (0.999906)

世界測地系

点名	X座標	Y座標	種別
K.1 (F1)	-110126....	-21323....	ポイント (復元点)
K.2 (F2)	-110132....	-21323....	ポイント (復元点)
N.1 (F3)	-110133....	-21323....	ポイント (N亡失) (復元点)
P.1	-110123....	-21317....	ポイント (P亡失)
キP.1	-110127....	-21320....	既設プレート
キP.2	-110138....	-21317....	ポイント (再現点)
I.5	-110133....	-21323....	葛石角
I.6	-110123....	-21323....	門柱角

課 用（第2号様式の1）

課 長	係 長	主 任	監 督 員	指示番号		報告年月日
						令和 年 月 日
				成果品提出期日	令和 年 月 日	

単 価 契 約 測 量 完 了 報 告 書

京 都 市 長 様

受注者住所

受注者氏名

下記のとおり完成しましたので報告します。

従事測量士	

測 量 箇 所	地域 区分	4級基準点(点)	境界 点数 (点)	平面 延長 (m)	P種 (枚)	C種 (本)	P種 撤去 (枚)	C種 撤去 (本)	図面 修正 (件)
		任意多角点(点)							
		任 意 多 角 点							
		既設4級点検(点)							
合 計									

追記

課 用（第4号様式の1）

課 長	係 長	主 任	監 督 員	指 示 番 号		報 告 年 月 日
						令 和 年 月 日
				成 果 品 提 出 期 日	令 和 年 月 日	

単 価 契 約 復 元 調 査 測 量 完 了 報 告 書

京 都 市 長 様

受注者住所

受注者氏名

下記のとおり完成しましたので報告します。

従事測量士	

調 査 箇 所	4級基準点(点)	復元 調査 (点)	P 種 (枚)	C 種 (本)	P種 撤去 (枚)
	任意多角点(点)				
	任 意 多 角 点				
	既設4級点検(点)				
合 計					

追記

(第5号様式)

令和 年 月 日

京 都 市 長 様

受注者住所

受注者氏名

引 渡 書

下記のとおり成果品を引き渡します。

記

1. 業 務 名

業 務 場 所

3. 委 託 料 ¥

4. 履 行 期 間 (自) 令和 年 月 日

(至) 令和 年 月 日

5. 成 果 品 内 訳	インクジェット出力図	一式
	電子媒体(CD-R等)	一式

委託測量明細書

印

[illegible]

京 都 市 4 級 基 準 点 異 常 報 告 書

年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

申 請 者

下記のとおり京都市4級基準点に異常がありましたので報告します。

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
施 行 者	名 称		
	担当者	測 量 士 土地家屋調査士	号 号

異常報告

番号	基準点No	調査年月日	内容 1. 亡失 2. その他	備考 (異常内容等)
1				
2				
3				
4				
5				

京都市公共基準点使用結果報告書

年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

申請者

下記のとおり京都市公共基準点使用結果を報告します。

[illegible]

京都市公共基準点現況調査票

等級	1 2 級 3	観測点	NO.	埋標 形式	1. 屋上 2. 地上 3. 地下	調査年月日	年 月 日
				調 査 者			
設置位置の確認 (点の記の記載と照合)				地下BOX埋設状況			
				BOXの沈下	鎖の切断	蓋のがたつき	
1. 正常 2. 移設 3. 亡失 4. その他				1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	
近接工事の有無				埋設状況			
				柱石の異状	金属標の傷	補修の必要	
1. 有 () 工事 2. 無				1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	
備考							

等級	1 2 級 3	観測点	NO.	埋標 形式	1. 屋上 2. 地上 3. 地下	調査年月日	年 月 日
				調 査 者			
設置位置の確認 (点の記の記載と照合)				地下BOX埋設状況			
				BOXの沈下	鎖の切断	蓋のがたつき	
1. 正常 2. 移設 3. 亡失 4. その他				1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	
近接工事の有無				埋設状況			
				柱石の異状	金属標の傷	補修の必要	
1. 有 () 工事 2. 無				1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	1. 有 2. 無	
備考							

4 級 基 準 点 成 果 表

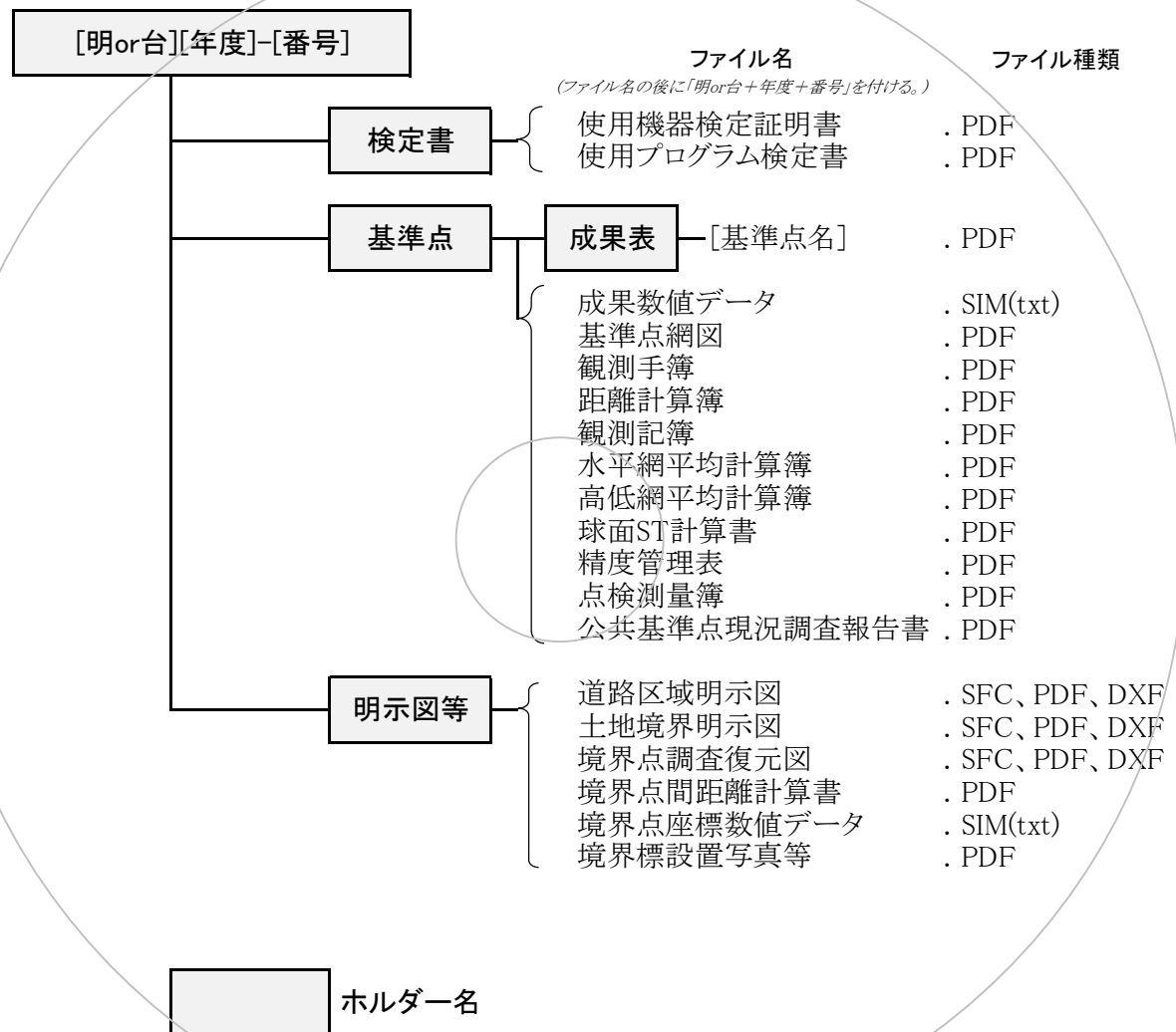
世界測地系(測地成果2011) 座標系: VI

点 名	標 識 種 別	設置年月日	計 算 方 法	縮 尺 係 数	位 置 図	S=1/2500
〇〇-□□□□□	真鍮鉾	令和〇年〇月〇日	簡易網平均	0.999907		
平 面 直 角 座 標		標 高 (TP)				
X= -113045.932	Y= -23985.436	H= 19.298				
視 準 点 の 名 称	球 面 方 向 角	球 面 距 離				
所 在 地	〇〇区△△町 地内					
設置業者	〇〇測量	標高改定	対応済			
遠景写真		近景写真				
備 考	ジオイド2011使用 (Ver.〇〇〇)					

道路区域明示等の測量における電子納品リスト

番号	測量箇所	測量作業実施者名					
種類	成果品の名称	ファイルの種類					備考
		SFC	PDF	DXF	TXT	エクセル	
検 定 書	☐ 使用機器検定証明書		○				
	☐ 使用プログラム検定書		○				
基 準 点	☐ 諸資料簿		○				与点成果・平均ソフト・高計算書・平均縮尺計算書
	☐ 成果表		○				点の記含む(成果表ホルダーを作成)
	☐ 4級基準点成果表エクセルデータ					○	
	☐ 基準点成果数値データ				○		SIMAフォーマット
	☐ 基準点平均図等		○				点検図(観測値の点検計算結果)・平均図(承認図)
	☐ 観測手簿		○				点検測量も含む
	☐ 距離計算簿		○				
	☐ 観測記簿		○				
	☐ 水平網平均計算簿		○				厳密網、簡易網 (補助基準点も含む)
	☐ 高低網平均計算簿		○				
	☐ 球面ST計算書		○				
	☐ 精度管理表		○				
	☐ 点検計算簿		○				水平、高低
	☐ 公共基準点現況調査報告書		○				基準点に異常があるときのみ提出
	明 示 図 等	☐ 道路区域明示図	○	○	○		
☐ 土地境界明示図		○	○	○			区域内、外
☐ 境界点調査復元図		○	○	○			
☐ 境界点間距離計算書			○				
☐ 境界点間測量			○				観測手簿・境界測量精度管理表
☐ 境界点座標数値データ					○		SIMAフォーマット
☐ 境界標設置写真等			○				
適用	1. 1測量ごとにホルダーを作成し、そのホルダー内に「種類」のサブホルダーを作成し、それぞれのファイルを格納する。 主ホルダー名は「明or台＋年度＋番号」とし、明示の場合は「明」、台帳の場合は「台」を付ける。 (例:明H20-北-1、明H20-1、台H20-1) サブフォルダー名は、「検定書」、「基準点」、「明示図等」の3種類とする。 ただし、基準点成果表は「基準点」ホルダー下に「成果表」ホルダーを作成し、基準点名ごとにファイルを作成する。 2. ファイル名は「成果品の名称＋明or台＋年度＋番号」とし、明示の場合は「明」、台帳の場合は「台」を付ける。 (例:道路区域明示図明H20-北-1、…明H20-1、…台H20-1) 3. 図面は1図面に対し1ファイルを作成し、図面が複数枚ある場合は、「枚数_総枚数」を語尾につける。 1ファイルに複数枚を作成してはならない。 (例:…明H20-北-1_1_2、…明H20-1_2_2、…台H20-1_2_25)						

CD作成のイメージ



※ 復元調査測量についても点検書、基準点の成果表を提出すること。

余白20mm

座標メッシュ（25m間隔または50m間隔）を入れる。

横断面図番号は、
左→右又は下→上で割り振り
アラビア丸数字を表記する。
番号は傾けないこと。

既明示に接続する場合は黒丸
平成18年1月1日
確定済（184000）

底地が未明示の場合は
赤丸とし新規点名

詳細図の外枠には、
辺の対側点を表示する。

詳細図 P.5
詳細図 P.11、K.20

線が近接する場合、朱線と重ならないように実寸より広くして表示する。
道路区域境界点と市有地境界点が重なる場合は、詳細図をつける。
印刷する場合、朱線と黒線が重ならないように注意し、場合によっては黒線を削除する。

4級基準点を新設した場合、
厳密網または簡易網の記載を行う。

平面図
・平面図の辺長は水平距離で表示する。
・土地境界辺長：実線（決定箇所：朱線）
（既明示箇所：黒線）
・引照辺長及びタスキ辺長：一点鎖線（黒線）
・幅員：破線（決定箇所：朱線）
（既明示箇所：黒線）

新たに道路幅員が確定する場合は
幅員を朱書き。

片側明示の場合、
対側の町名をカッコ書き。
（衣津面○○町）
平成19年1月1日
確定済（194000）
対側既明示のある場合、
町名および明示番号をカッコ書き。

各線の線号
・図面作成要領を参照

横断面図 S=1/100

里道・水路名があれば記入
地番があれば記入（カッコ書き）

基準点網図 S=1/2500

凡例
● 1級基準点
● 2級基準点
● 3級基準点
● 4級基準点
● 節点
○ 補助基準点

横断面図
・朱線、黒線とも実線とする。
・路面の種別を記入
（例）As（アスファルト舗装） 葛石、緑石、コン杭 等
Co（コンクリート）
Gr（地盤）
タタ 等

・朱線の根拠となる地物を記入
（例）街渠壁、側溝、側壁、
・幅員が朱線の場合、官有地の表記
は中心とする。
・幅員が黒線の場合、官有地の表記
は明示する線に寄せる。

・典書証明文記述スペースとして、
13cm四方の余白を確保する。

・やむを得ない場合は、記述スペースの幅を半分程度
まで縮小できるものとする。

出力サンプル

再明示がある場合は、表題欄の上に以下の通り記載する。
（文字を入れる場合、タイトルより20mm以内にとすること。）
・一部再明示の場合
○年○月○日付け○○第○○○号の確定の一部を取消し、
本図朱線のとおり市有財産の境界を明示する。
・全部再明示の場合
○年○月○日付け○○第○○○号の確定を取消し、
本図朱線のとおり市有財産の境界を明示する。

京都市作成の場合、業者番号記入 → (00)

件名	土地境界明示図		
路線名 又は名称	京都経2号線 京都緯10号線	路線番号順 に表記	縮尺 1/250
所在地	洛南区衣津面凸凹町123番地先他		
決定年月日			
決定番号			

京都市建設局土木管理部道路明示課

図類 幅13cm
高さ7cm

R5/4/作製

測量 令和 年 月 日

測量業者名

主任技術者名

余白20mm

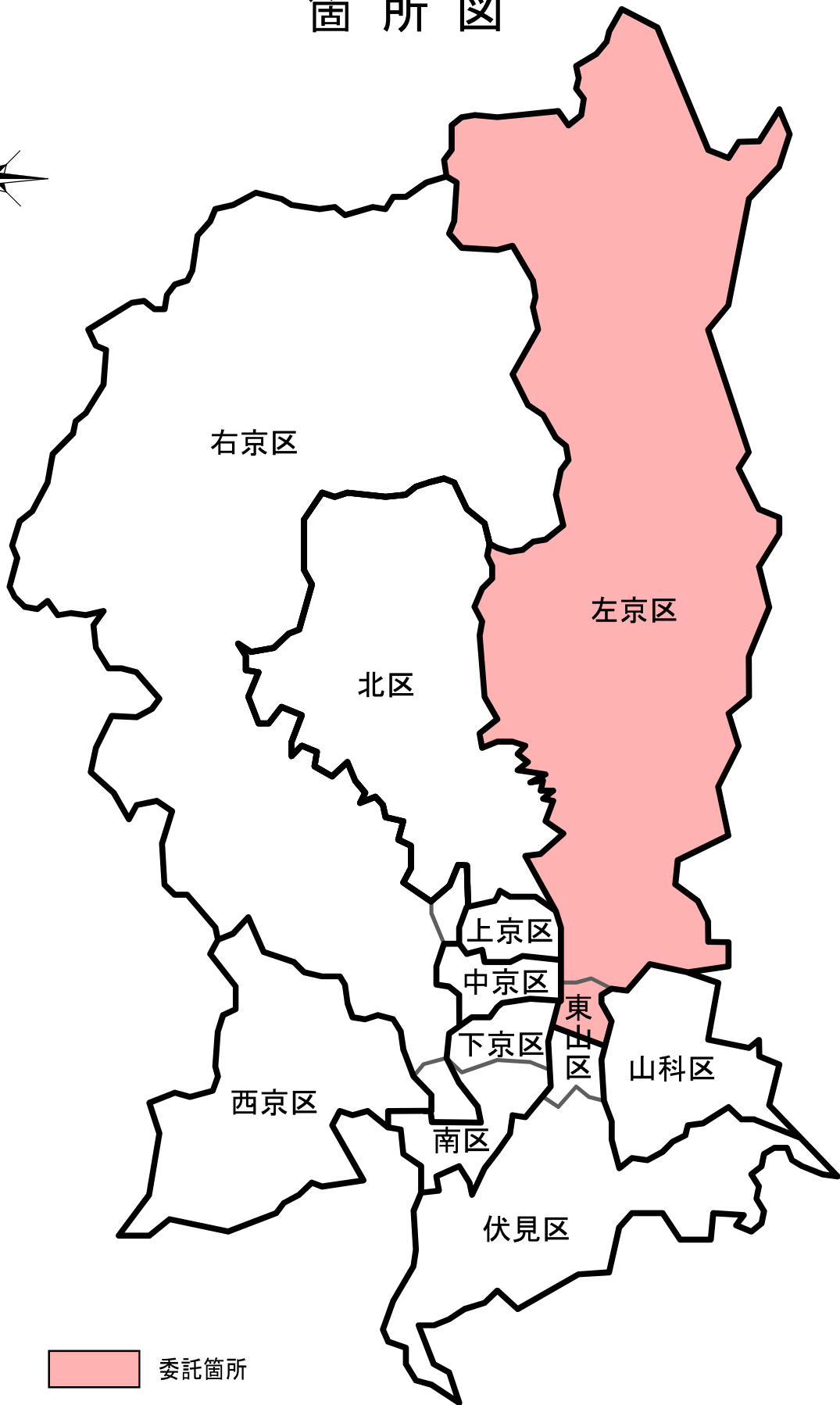
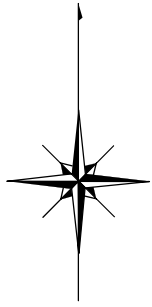
点名	X座標	Y座標	種別
K.11	-110062.225	-29118.721	ポイント
K.12	-110061.713	-29119.148	ポイント
K.13	-110061.015	-29124.252	ポイント
K.14	-110063.146	-29128.880	ポイント
K.15	-110066.091	-29133.274	ポイント
K.24	-110066.888	-29138.482	ポイント
K.25	-110070.856	-29145.777	ポイント
K.26	-110072.167	-29148.142	ポイント
既P.1	-110079.915	-29153.082	既設プレート
既P.2	-110074.639	-29151.138	プレート(復元)
既K.1	-110071.570	-29152.740	既設ポイント
既K.2	-110073.990	-29151.477	既設ポイント
I.1	-110074.385	-29156.396	マンホール中心
I.2	-110056.581	-29119.683	マンホール中心
I.3	-110081.114	-29109.303	マンホール中心

点名	X座標	Y座標	種別
P.1	-110069.191	-29149.819	プレート
P.2	-110067.861	-29147.427	プレート
P.3	-110062.329	-29137.107	プレート
P.4	-110059.485	-29130.501	プレート
P.5	-110058.620	-29122.383	プレート
K.23	-110057.283	-29116.762	ポイント
P.7	-110060.107	-29115.080	プレート
P.8	-110064.041	-29117.933	プレート
P.9	-110060.614	-29121.346	プレート
P.10	-110060.351	-29123.025	プレート
P.11	-110067.444	-29138.168	プレート
N.1	-110072.755	-29147.789	金属板
K.1	-110069.779	-29149.465	ポイント
K.2	-110068.463	-29147.090	ポイント
K.3	-110064.469	-29139.747	ポイント
K.4	-110062.976	-29136.775	ポイント
K.5	-110060.070	-29130.246	ポイント
K.6	-110058.068	-29125.293	ポイント
K.7	-110057.506	-29124.030	ポイント
K.8	-110062.573	-29114.019	ポイント
K.9	-110069.913	-29111.267	ポイント
K.10	-110071.381	-29115.181	ポイント

道路明示課のプレート、コンクリート杭の場合は「京都市」は付けない。

既設プレートが既明示と一致した場合は「P点」を既K点表記し、
種別の欄は「P点」又は「Co杭点」及び「N点」を記入する

箇所図



 委託箇所

0 1/200000 10km